

#### (4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末	15年度末	16年度末
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,679	2,549	77	46	-	-
ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	-	-
事業法人等向け	20	16	76	45	-	-
中小企業等・個人向け	2,659	2,533	1	0	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
延滞	-	-	-	-	-	-

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

##### <貸出金と自行預金の相殺>

当金庫では、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。

手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

##### <適格金融資産担保>

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規則」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

##### <保証>

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

##### <クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

#### (5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額

(単位:百万円)

		2015年度末	2016年度末
		派生商品取引	派生商品取引
グロス再構築コストの額	(A)	-	-
グロスのアドオンの額	(B)	210	-
グロスの与信相当額(A)+(B)	(C)	210	-
ネットिंगによる与信相当額の削減額	(D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)	(E)	210	-
金利関連取引		210	-
担保の額	(F)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)		210	-

注)与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

#### 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、以下の派生商品取引を利用しています。

- ・金利スワップ取引…固定金利選択型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。
- ・キャップ取引…キャップローン(上限金利付住宅ローン)の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信限度率は「デリバティブ取引規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定

しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「資産査定実施規程」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

#### (6)証券化エクスポージャーに関する事項

##### ①オリジネーターの場合

該当はありません。

##### ②投資家の場合

該当はありません。

#### 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

#### 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

#### 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

#### 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S & Pグローバル・レーティング (S & P)